

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 令和6年12月10日（火）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

陳情第 1 号 児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求めることについて

議案第103号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第104号 三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第105号 三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）

議案第106号 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第107号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第108号 三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

議案第109号 動産の買入れの契約について

4 出席委員 新田真一、月橋寿文、重信好範、藤岡一弘、増田誠宏、國重清隆、片岡宏文

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【市 民 部】上谷市民部長、藤田課税課長、茶木市民課長、奥野市民税係長、山本資産税係長、
畑山市民窓口係長

【福 祉 保 健 部】影山福祉保健部長、大原健康推進課長、塚本健康企画係長

【教 育 部】宮脇教育部長、豊田教育部次長、山西社会教育課長、渡部教育企画課長、
小原学校給食担当課長、阿部児童育成係長、向井学事係長、今井教育企画係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○新田委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会、令和6年12月定例会のフォルダにございます、審査順の通り行いたいと思います。十分な審査を効率的に行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会では初めに、陳情1件について、提出者から陳情書を提出された、その趣旨、内容等の説明をしていただき、委員からの質疑を行います。その後、所管部署である教育部から、この陳情に対する市の見解や、これまでの取組などのヒアリングを行い、委員から質疑を行います。

次に市民部の議案2件、福祉保健部の議案1件、教育部の議案4件について、執行部からの提案理由と説明、質疑を行い、討論、採決、意見集約を行っていただく予定です。以上の日程で進めたいと思います

が、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ではそのように進めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。陳情第1号「児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求めることについて」の審査を行います。陳情提出者の「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動広島県実行委員会の宮本さんにお越しいただきました。ご多用の中、おいでいただき誠にありがとうございます。時間は説明と質疑を合わせて30分程度を予定させていただいております。また、本日の委員会審査は、ケーブルテレビで中継されております。映像やマイクによる音声の収録等の関係もございますので、発言はすべて着座のままお願いいたします。なお発言される際は、委員長と挙手してください。私から指名いたしますので、その後、発言を始めてください。よろしいでしょうか。それでは挙手し、説明をお願いいたします。

宮本さん。

○宮本さん 私、君田町に住んでいます、宮本といいます。よろしくお願いします。今回は私たちの陳情の意見を聞いていただけるということで大変喜んでおります。なぜこのような陳情をしたかということ、今、世界的にも日本で特になんですが、ジェンダー平等、女性の権利保障が強く求められています。とりわけ、女性の子どもの現状が陳情の内容にあるように、この部分において、特に大切ではないかというふうに考えたわけです。私たち具体的に、女性の当時の子ども、今大人になっているんですけども、それとか養護の先生に複数、この状況がどうなってるのかということを知りました。聞いて強く、これは何とかしなくちゃいけないということを感じて、陳情に至ったわけです。

1点目はですね、三次市は数年前、ライオンズクラブだったというふうに記憶してるんですが、すべての学校にナプキンや女性の生理用品を配った経験があるそうです。多くあったので、養護の先生、あるいは職員会議で、何とかこれをしたいということで、トイレのほうがいいだろうということで、トイレに置いたそうです。すごく好評で、子どもたちから、先生良かった、ぜひ続けて欲しい、という要望がたくさん出たそうです。養護の先生は、そうかそうかということで、気がつかなかったよ、ありがとうということで、教育委員会に要求したらしいですが、実現に至らなかったということでとても残念がっておられました。また先生は、いたずらなんかあるんじゃないかということをお心配されたそうです。でも考えていた以上にいたずらはなかったと。だから子どもたち自身も性教育の中で、非常に理解は進んでるんじゃないだろうかと、女性の生理の問題ですね、進んでるんじゃないだろうかという感想を持っておられました。

2番目ですが、大きな学校になりますとね、特に休憩時間5分しかありません。そうすると3年生は、皆さんご存じだろうと思うんですが、3階、4階の教室だとすると、3年生、あるいは小学校の高学年、一番上の教室にいます。それが通例になって、低学年は下にいるというようなことが主なんですけれども、保健室は1階なんですね。その5分間の休憩の間に、生理があったということで、取りに下りなくてはい

けないと。保健室にはいくつかあるんですけども、それがとても間に合わない。子どもたちはどうするかというと、我慢する。もう1つはですね、あらかじめ大きな生理用品を養護の先生に求めたがるということなんですね。子どもたちは大変だなあとということをいつも、養護の先生は女性が多いですから、割と理解してくださるんですけども、身近に感じてるといことです。失敗する子どももね、すべてではないんですけど、あったということを聞きました。三次市の場合ね、特に黒っぽいスカートなんですね。それですごく助かったということを子どもから聞きました。子どももですね、初めての経験、あるいは少ない経験の中で、そういう失敗する例が多いんですね。黒っぽいスカートで助かったよ、先生っていうことを聞きました。

それからもう1つはですね、これはもう何とかしなくちゃいけないなと思ったらトイレが古いんですよ。古いトイレがあると。新しく新築なんかした学校もあるんですが、特に子どもたちは洋式の、座ってやる便座を使用したがるんですね。特に生理なんかくるとやっぱりそっちの方がいいということで、それを使いたがって、学校によったらですね、1つの階に1個しかない。トイレはある。2個あるんですけども、座ってやるのが1個しかない。これで、とても間に合わない5分間休憩でも我慢したがるということですね。これは設備の問題からですね、検討しなくてはいけないので、別テーマになるかと思うんですけども、子どもたちの悩みというか現状です。それから我慢して授業を受けることが多いんですけども、やっぱり他の病気を併発するということも考えられるそうです。何とかですね、やはり、この問題で子どもたちは我慢して受けないで、本当に権利として、女性の1つの権利をですね、当然のこととしてあって欲しいと、準備されて欲しいというふうに聞きます。トイレに置くのはどうか、衛生的ではないんじゃないかということも、感想としていたところがあるそうです。ただね、置き方にもよるんですね。やはり衛生にしっかり配慮した置き方っていうのは、これは現場の先生たちとコンタクト取っていただければ済むことだろうと思うんですけども、そういう置き方に注意しながら、やはり子どもたちが本当に自由に使える、トイレットペーパーと同じように、私いつも使うんですけども、本当に気軽に当然のこととして使えるような、生理用品のあり方を、置き方を検討していただければなあというふうに強く思っています。それからこれは別の課題でもあるんですけども、特にですね、養護の先生の感想として、経済的に問題があるだろうなあという子どもたちがね、多く借りに来るのではないだろうかという、そういう傾向があるというふうなことも聞きました。だからそういう観点からも、ぜひ、すべての子どもが、三次市のすべての子どもが生理用品を自由に使えるように、設置して欲しいなということで今日参りました。人権保障する観点から、待たなくても、あるいは誰にもお願いしなくても、自分が人間らしく生きられるという環境をですね、ぜひ作っていただきたいと。その1つであろうかというふうに思いまして、今日、参りました。ありがとうございます。以上です。

○新田委員長 ありがとうございます。それでは質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 本日はありがとうございました。とてもわかりやすい説明で、願意のところはしっかりと理解をさせていただきましたが、確認も含めて2点ほど質問をさせていただきます。今回、陳情項目として2点ほど挙げられています。まず1つ目が、この三次市の小学校高学年、そして中学校のトイレに生理用品を常備すること。2つ目、そのための常備するための予算措置を行うことの2点だと思います。

まず1点目の質問なんですけれども、先ほど説明の中でもう何点か聞かせていただきましたが、今宮本さんがこの養護教諭の方に聞き取りなど調査をされた中で、この三次市の生理用品、小学校、中学校における生理用品を取り巻く環境について、課題であったり、感じられていることがあれば、もう一度お聞きしたいというのが1点目。2点目なんですけれども、陳情項目の中に予算措置を行うことというふうにあります。もしですね、計算されているのであれば、どれぐらいの予算規模になるというふうに、もし考えられていることがあれば、わかる範囲でいいので教えていただければというふうに思います。以上2点、お願いします。

○新田委員長 宮本さん。

○宮本さん 1点目の課題の部分についてはですね、養護教員にぜひ聞いていただければ、一番いいのではないかなあと。私のまた聞きのことからですね、具体的な課題っていうのなると、なかなか誇張したり、あるいは誤って発言したりすることもあるかと思うんで、ぜひその分ですね、三次市に養護教員、各学校に最低1名、いないところもあるんですけれども、最低1名いますので、ぜひ聞いていただきたいというふうに思います。

2点目の予算措置ですが、府中市がですね、実はやってるのね。公明党の女性議員が音頭を取って始めたということです。府中市に聞くのが一番いいと思うんですけれども、私、5～60万円でできてるっていう話です。100万円もいってないんじゃないでしょうか。府中市って三次市の人口規模と、随分あっち多いんですかね。どうなんですかね。よくわからないですが、同じようなもんですか。だからそんなにべらぼうにですね、かかることはないと思うんですけどね。予想以上に少ないと思いました。

○新田委員長 その他、質疑がございますか。

片岡委員。

○片岡委員 本日はご説明ありがとうございます。本当に中身につきましては、環境を整えるという意味ですごい素晴らしいことだと思うんですけども、1点確認させていただきたいのが、トイレに設置っていうのをうたわれております。私も関わったPTAの方から話を聞かせていただいたところ、やはりトイレに置くのは衛生的にっていう話があるっていうのも伺いまして、その学校も寄付でいただいた生理用品がいっぱい保健室にあったんですけども、なかなか取りに来れない子がいるんじゃないかということで、アンケートをされたそうなんです。アンケートをして、実際何で取りに来なかったのって言ったら、ニーズに合ってなかった、小さめのが置いてあってそれが取り行けなかった理由であって、アンケートの中で、保健室とトイレのアンケートもとられたそうなんですけども、やっぱりトイレに置かれる方が衛生的にち

よっと、まだ保健室にあった方がいいよっていうふうな学校もあって、その学校はちゃんとニーズに合ったものをそろえられて、それをPTAが補充されたそうなんですけども、そのニーズに合ったものであれば、ちゃんと保健室に取りに行行って定期的に出るようになったということがありますて、このトイレにこだわられてきている理由、これ学校によって多分違うと思うんですけども、その辺どうお考えですかね。

○新田委員長 宮本さん。

○宮本さん おっしゃることよくわかります。トイレという具体的な事例を挙げていると、ちょっと私は先走りかなと思って、要するにね、子どもが本当に自由にいつでも取りに行ける環境が一番大事だと思います。それがトイレであるかもしれないし、あるいはトイレの近くかもしれないし、それは学校で養護の先生たちと一緒に話し合って決められるのが一番いいと思います。要はやっぱり子どもたちが本当に気軽に安心して、それが使えるという状況を作り出すことだと思います。おっしゃる意味よくわかります。

○新田委員長 その他、委員の皆さんございますか。

重信委員。

○重信委員 宮本さん今日ありがとうございました。3年前の12月議会で生理の貧困ということで、一般質問をさせていただきました。その時の答弁はですね、各学校に任せる、養護教諭に任せるということで寂しい答弁が返ってきたと思います。覚えております。本日の陳情書には賛同するところもありますが、やっぱりトイレに置くことで無くなったということもあるそうなんです。まずやっぱり、先ほど宮本さんが言われたようにトイレに置く位置、衛生面を考えて置く位置が大切ということも言われたのですが、やはり性教育を充実させて、この生理という意味をですね、やっぱり中学年から高学年にかけて教えていく必要があると思うのが、そういう養護教諭の役目だと思うんですが、やはり衛生面のことをもう一度ちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○新田委員長 宮本さん。

○宮本さん とても重要な指摘だろうと思います。とても大切な指摘だろうと思うんですね。やはり、原則、やっぱり子どもたちが安心して自由にいつでも、やっぱりそれから、やはり衛生面だとかいうのを十分考えないといけないことだろうというふうに思います。おっしゃることよくわかります。そこは現場の先生とですね、ぜひ話し合っただいて、学校のニーズがあるかもしれません。以上です。

○新田委員長 その他、委員の皆さんございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 今日はありがとうございます。2点質問させていただきます。陳情の内容なんですけども、確認なんですけど、女子トイレの個室、そして多目的なトイレに設置を考えられているのかと思うんですけど、それが1点目と、2点目はですね、生理の貧困について、広島県は2022年の時点ではですね、全国で最も対策を行ってきたというふうに言われてるんですけど、先ほど言われた府中市ですね、隣の府中市の対策以外にも、ちょっともし県内ですね、あれば教えていただきたいと、この2点をよろしくお願い

いします。

○新田委員長 宮本さん。

○宮本さん 1点目がちょっとよくわからなかったんですが。

○新田委員長 1点目は、この陳情の内容としては、女子トイレの個室にそれぞれ置きたいという陳情なのか。あと多目的トイレはどのように考えられているのか、お伺いしたい。この記述はトイレとしか記述されてない。そこらの意味をちょっと確かめたい。

宮本さん。

○宮本さん 多目的トイレって言うと、ちょっとよくわからないんですけども、どうですかね。どの多目的トイレ、学校以外のところですか。学校以外の場所、置いておられます。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 学校の施設内にも体育館とか例えば多目的のトイレ、誰でも使えるトイレがありますよね。

○新田委員長 宮本さん。

○宮本さん それはすべてを想定してると思います。この陳情書では、すべての場所を想定して置いていただきたいということです。子どもたちが自由に使えるところはすべて置いていただきたいということであらうと思います。2点目の府中市以外のところの情報ということなんですが、私の聞いているのは広島県内で、あと3箇所しているというふうに聞いています。その3箇所の市町村名については知りません。お隣の庄原市と安芸高田市も若干、これについて配慮して行っているという情報を得ています。具体的にどういうふうに設置しているかについては、情報を得てません。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 一応先ほどのこの内容、細かくちょっと聞かせていただいたんですけど、確認のためです。女性用のトイレなのか、男性用のトイレもありますから、多目的と女性用のトイレに、できれば個室に設置してある方がよいということによろしいですかね。

○新田委員長 宮本さん。

○宮本さん はい。

○新田委員長 その他、委員の皆さんからございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようですので、それでは以上で陳情書に関わる説明を終わります。宮本さんありがとうございました。

(宮本さん退出、教育部入室)

○新田委員長 それでは続いて、陳情書に関して所管部署である教育部に対するヒアリングを行います。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 本市の小中学校では、保健室に生理用品を常備しており、返却を求めず、気兼ねなく利用できるようにしております。例えば、保健室のどこに設置しているかがわかるように表示しておき、気軽に出して使えるようにしている学校もあります。また、保健室で生理用品を受け取ることは、保健日より配布など、様々な機会をとらえて児童生徒へ周知をしております。保健室に受け取りに来ることで、養護教諭が児童生徒の様子を見たり、可能であれば対話をすることができます。どんな児童生徒が困っているか。他に困っていることはないか等について理解する機会にも繋がると考えております。生理用品を自身で用意できない児童生徒への支援については、学校内で連携し、生活支援や福祉制度につなぐこともあります。現在、生理用品を女子トイレに置いている学校はありませんが、各学校の実情に応じた取組が必要であると考えております。文部科学省からの通知にもありますように、児童生徒が必要に応じて安心して生理用品を入手できるよう、提供方法や配置場所を工夫するなど、様々な手法を検討して対応していきます。予算についてでございますが、現在、学校配当予算の範囲内で各学校が執行しております。特に追加配当の希望はございません。本市においては、小中学校に在学する、または入学する児童生徒が家庭の経済的理由のために、就学困難と認められる場合、学校で必要な学用品などの経費の一部を援助しております。いわゆる生理の貧困についても、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題として認識し、支援を必要とする児童生徒の背景や事情に丁寧に向き合い、きめ細かに対応できる体制を整えております。以上でございます。

○新田委員長 それでは質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 先ほどちょっと陳情者の方から課題については実態把握してる、養護教諭の先生方とかに聞いて欲しいとかいう部分でちょっとお話があったんで、今日はそういうわけにいかないんで、教育委員会の方にお伺いしますが、そうした中でちょっと私たちの会派でも全く別件で府中市の方に視察に行ったときに実際、許可を受けて女子トイレの方も案内していただき、お話も聞かせていただいたんですが、課題については全くない、問題もないという部分で、府中市の方はおっしゃられてましたが、そうした中で、現時点でトイレに置いた場合、個室に置くなり、洗面台に置くなり、それは別にしても、トイレに置くことについて何らかの課題である、問題があるとかっていうふうに考えていらっしゃるのか、ご見解をお伺いします。

○新田委員長 藤本学校教育課長。

○藤本学校教育課長 トイレに設置をすること自体の課題については、特に大きく学校の方から聞いている現状はありません。例えば今年度の夏ぐらいまで置いていた学校もあるんですけども、そこで課題はないということですけども、逆にニーズがなくて減らないといえますか、ニーズがないため、現在は置いていないというような学校はございます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 ニーズがないかもしれないんでちょっと置く必要はないんじゃないかというような感じには受け取めさせてもらったんですけど、そうした場合なんですけど、学校ごとに必要性様々という部分でも先ほどご答弁いただいてきましたが、改めて例えば希望を取るとかアンケートを取るとか、そういったことをされる、女子生徒なり保護者さんの方に、アンケートを取られるお考えがあるのか。また、その結果必要性があるっていうご希望が強かった場合は、場合によっては設置してくる考えというのは現時点で持っていられるのか、2点ほどお伺いさせてください。

○新田委員長 藤本学校教育課長。

○藤本学校教育課長 おっしゃる通り、実態に応じた対応っていうのは必要というふうに考えています。養護部会で組織する部会は頻繁に各学校間の連携を図っておりますので、子どもたちのニーズや実態についてしっかり聞き取りを行ったり、その1つの学校で実態がないとしても、全体の状況がどうなのかっていう横の情報共有っていうのは大切にするように努めております。ただ冒頭の説明で申し上げた通りですね、今の養護教諭の中の声としては、保健室に気軽に入って気軽に勝手に取って帰れるような工夫もしているから、どんな子が、どんな様子でっていうのはできるだけ把握に努めるっていうような工夫はしているというふうな声も聞いているところです。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 2点目の方でちょっと具体的に答えがなかったような気がするんで、場合によってはそのニーズっていう部分で確認ができた場合は設置していくってことは、現時点である程度前向きに考えていらっしゃるのか、その辺りいかがなんでしょうか、再度お伺いします。

○新田委員長 藤本学校教育課長。

○藤本学校教育課長 先ほども申し上げた通り、数に応じて実態で必要と言うような判断があれば、特に設置してはいけないというようなことはありませんので、各学校で設置も判断すればというふうに考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 確認も含めて、何点か質問をさせていただきます。まず先ほどの説明の中にありました、今、三次市の小学校、中学校における生理用品の取り扱いの方針については、保健室に設置されており、そこで緊急時など渡しているという状況だと思うんです。また学校によっては、各学校の判断で一部トイレに設置されていたところもあるという説明だったと思うんですけれども、今の三次市の現状で、各学校の判断でトイレに設置することは可能なのか、できるのかできないかということを、まず確認でお聞きしたいのが1点目。そして2点目がですね、予算的なハードルがあるのかということなんです。他市ですでにトイレに設置されている事例を何件か見させていただいたらですね、大体、1か月に1人当たり8円ぐらいかかる計算らしいんです。今私が言っているのは、鎌倉市の2023年の予算執行額を例に言わせていただ

いているんですけれども、と考えると1ヶ月8円、1人当たり8円と考えると、三次市の男女の人数のところが調べ切れなかったので単純に÷（割る）2をするんですけれども、三次市内の小学校4年生から6年生が1,203名いらっちゃって、そのうちの半分602名ですよね。602名と中学校が1,052名いるので÷（割る）2にすると526名、を足すと1,128人になるんです。1,128人を月単価8円でかけて、それに夏休みを除いた11か月でかけると、予算規模で言うと、本当に10万円ぐらいじゃないかなというふうに思うんです。私のちょっとこの認識はしっかり計算しないといけないんですけれども、それぐらいの予算であれば、ハードルのなものは超えられるんじゃないかなというふうに考えているんですけれども、2点目の質問として、予算的なハードルがあるのかどうなのか。今、すでに学校に備品を購入する予算が充てられているので、その中で対応すればいいというような考えなのか、ちょっとその予算的なハードルについて、2点目にお聞かせ願いたいと思います。

○新田委員長 藤本学校教育課長。

○藤本学校教育課長 それでは1点目ですけれども、トイレ設置について学校判断でできるのかっていうことにつきましては、繰り返しになりますけれども、学校の実態に応じて学校判断で行うということで、2点目の予算につきましては学校予算で配当しているものの中から現在執行しておりますので、その中で賄うように伝えておまして、足りないっていうような追加の配当規模はないということから、現在特に追加配当をしていないっていうような現状でございます。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 先ほども聞かせてもらったんですけども、トイレに置かれている生理用品は今ないということなんですけども、保健室に置かれてる商品について、小学校、中学校で、やはり体格も違う生徒もいらっしゃるの、その辺の規格はどうなってるのか。先ほど言ったように、中学校ではサイズで小さすぎてニーズがなかったんじゃないかと、ニーズが合わなかったっていうことで取り行かなかったっていうケースがあったので、その辺の、それぞれの学校のニーズとか、そのサイズの違いであったりとか用途、その辺はどうなっているかわかったら教えてください。

○新田委員長 藤本学校教育課長。

○藤本学校教育課長 各学校のそのサイズのところまで、細やかに調査の方はしておりませんが、先ほど言いましたように養護教諭で組織している部会におきまして、そういった配慮の仕方ですとか、取りに来たときに温かく差し出す工夫とか、そこでできれば会話をして困り感がないとか、その他できることがあるかっていうような会話につなげる工夫っていうのは行っておりますので、そういった現状に応じた、サイズだったり支援という工夫は継続しているところです。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 サイズに決まりがあつてとかじゃなくて、学校に合わせてるってことでよろしいですね。

○新田委員長 藤本学校教育課長。

○藤本学校教育課長 おっしゃる通り子どもの実態に応じて、発達段階に応じた、言ってみたらサイズだっつたりの配慮はできているというふうに考えています。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 先ほどから皆さんのご議論を聞いてみると、3年前の一般質問とか何ら変わってない。本当に残念でございます。将来ある子どもたちですし、やっぱりお金、予算を投資すべきだと思います。何が言いたいかと言いますと、やはり保健室にね、どうしても行けない子も出ておると思うんです。児童生徒、やはりそこらは気兼ねなくトイレに常備してあることが、やはり使いやすい、自由に使いやすい、保健室に行きたくても行けない子もおもしろし、だからそういう観点から、やはり教育委員会のリーダーシップでですね、本市も府中市と同様にですね、各学校の判断ではなくて常備し、トイレに置いておきなさいよという指示を出す時期に来てるんじゃないかと思うんですが、繰り返しの質問になるかもしれませんが、もう一度ご答弁ください。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 保健室に取りに来ていただくということで、先ほど申しましたが、やはり児童生徒の様子を見ることができるといのが一番大きいというふうに考えております。やはりどんなことを困っているかでありまして、いろんなことを理解して、必要に応じた支援が要る子どもさんにはそういう支援につなげたいという思いもございます。また一方、やはり困ったときに大人に相談するというようなことも、子どもたちに教えることができればということも考えております。声をかけていただかなくても気兼ねなく取れるような仕組みをとっているところもございますので、そういった実態で、やはり困ったときには助けて欲しいということを言ってもいいんだということを勉強させたいというふうに思っておりますし、やはり支援につなげたいという思いで今はこのようにしております。しかしながら、トイレに置くことを否定しているものでございませので、そちらは各学校の判断に任せて、養護教諭が一番よく知っておりますので、そのようなことで、各学校で対応しているというような状況でございます。

○新田委員長 ちょっと今のに関連して、行きたくても行かれない子どもをどうリサーチされているか。来ることで相談はできるけど、来ること自体に、その把握のどうですか、手だてとしてどんなことがありますか。

藤本学校教育課長。

○藤本学校教育課長 行きたくてもいけない子、この背景っていうのは、多様な要因があるというふうに考えます。ですから日々行っている健康観察だったりとか、養護教諭だけでない担任や全教職員による、きめ細やかな観察等で気になる子、そもそもその貧困か心の心配事とか、様々な様子で声をかけたり、スクールカウンセラーや専門家につなげたり、家庭と連携を図って、その背景にある要因のところに手を差

し伸べるような、学校体制の方を行うように管理職をはじめ、強いリーダーシップでそういったところは進めているというふうに考えております。

○新田委員長 その他委員の皆さんありますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 今の重信委員の質問とも関連で一部重複するかもしれないんですけども、まず1点目、先ほど一番最初に冒頭説明ありました、今の三次市の保健室の対応が学校によって生理用品はここですよ、というような表示をして、気軽に取れるような環境にも努められているということで、これはいわゆる、児童が、または生徒がですね、勝手に保健室に行って勝手に引き出しから取れるような仕組みなのか。先ほど言われた、養護教諭と一緒にアドバイスも含めて状況確認しながら渡すという状況なのかというのをちょっと確認したかったのでそれが1点目と、2点目、先ほど重信委員の質問に関連するんですけども、今の現状は保健室対応というか、保健室への設置ということで、トイレへの設置については各学校の判断なのでできると。各学校がすると決めればできるという状況なんですけれども、教育委員会の方から各学校に対して、衛生に配慮した上でトイレにも置いてもいいですよという通達であったり連絡というのは、教育委員会から学校側に対してされているのか、またはされたことがあるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。以上2点お願いします。

○新田委員長 藤本学校教育課長。

○藤本学校教育課長 1点目の質問ですけれども、気軽に取れるかどうかということについては、学校によってですけれども、保健室の方に入れば、近づきやすい戸棚のところに自由に取ってもいいように入れているので、保健室に入る際に、失礼しますという言葉はもしかしただけなければならないかもしれないですけれども、それ以降は開けて持ち出せるっていうような環境を整えている学校があるということ。そういった取組をしているっていうことを、横の情報共有をするというような工夫もしているってことは確認をしているところです。それから2点目の学校通知につきましては、特に通知っていうところはしておりませんが、こういった状況を投げかけたり養護部会の方で検討を提案したりっていうようなことのみ取組となっております。

○新田委員長 その他にございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 性教育という部分も非常に大事なと思うんですけども、いろいろ聞き取りをするとですね、貧困ということもあると思うんですけど、恥ずかしいという部分が大きいのではないかなと。保健室に行ったりとか話をするのが恥ずかしいという部分が大きいかなと思うんですけども、性教育の部分で、例えば、男子生徒がちょっとからかったりとか、そういったこともあったりもするのかと思うんですけど、どういった性教育をいつごろからされているのかお伺いします。

○新田委員長 藤本学校教育課長。

○藤本学校教育課長 性教育となると少しちょっと広いですけども、この例えば月経とか生理のことについてについては小学校中学年あたりから、身体測定の際、男女に分かれる場面等で、女子にはその具体的な指導をしたりというようなこと、それから男子女子は関係なく学級活動として、性のあり方等については何年生からと今具体的に申し上げられないんですけども、学校の方で取り組んでいるというふうに把握をしております。からかいとか冷やかし、これにつきましてはこれに関係なく、いじめ対応ということ、からかいはいけないというようなことでの指導と合わせて行っているという状況です。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 聞き取りはされてないかもしれないですけど、保健室に取りに行くっていうことが、女子は恥ずかしくないとみんな思ってるのかどうかっていうことは、聞かれてはないですね。アンケートとかでわかりますか。

○新田委員長 藤本学校教育課長。

○藤本学校教育課長 聞き取りの方は行っておりません。各養護教諭の方と少し会話をした際にですね、小規模であれば各個人への配慮だったり声かけっていうところで、できてるところもあるというようなことも聞いておりますけれども、特に恥ずかしくて行けないってというような声は届いておりません。

○新田委員長 その他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で陳情第1号の審査を終わります。教育部の皆さん、ありがとうございました。

(教育部退室)

○新田委員長 ここでしばらく休憩したいと思います。再開は10時50分とします。

午前10時43分 休憩

午前10時50分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。議案第103号「三次市税条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 課税課が所管いたします、議案第103号「三次市税条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明をいたします。説明は提出させていただいています資料に沿って、説明をさせていただきます。

最初に、本条例改正案の改正理由について説明をいたします。本改正案の第142条の新設は、広島県内他市町との均衡を図るため、入湯税の課税免除規定を見直し利用者の負担軽減を図るとともに、観光振興事業の推進に寄与するため、課税免除規定を設けようとするものです。施行期日は令和7年1月1日となります。第142条以外の改正は、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並

びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和6年6月7日に公布されたことに伴う改正となります。施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日となります。

次に、改正内容の要旨について説明します。第36条の2第9項、第63条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号、第149条第1号の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項にカード代替電磁的記録、これはマイナンバーカード機能のスマホ搭載になりますけども、についての定義が追加され、第2条第15項が第16項に繰り下がったことに伴う項ずれの整理です。第142条の改正は、課税免除の対象として、年齢12歳未満のもの、共同浴場、または一般公衆浴場に入湯するもの、三次市における国際交流団体が行う国際交流事業に参加するもの及びその引率者、付き添い人の3項目を設けようとするものです。資料3の参考欄①に、県内の免除規定の有無等を掲載しておりますけども、本市のみ規定がない状況となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 第142条の新設の部分の第3項ですよ。これについて趣旨としては大体わかるんですけど、一応条例という部分で税金の部分っていうもので、ある程度ちょっとはっきりしていけないといけないと思うんで、確認の意味でこの3項ですよ、三次市における国際交流団体が行う云々かんぬんという部分、これもう少し具体的にどのようなことなのか、ご説明をお願いします。

○新田委員長 藤田課税課長。

○藤田課税課長 国際交流につきましてはですね、まず、この課税免除の規定について考えるときに、他市町と均衡する、もう1つは、三次独自のものが無いかという検討をいたしました。その中で、課税免除ですので、基本的には税の公平性に関わることでありますので、できる限り限定的にするべきものというふうな考えがございました。そしてその中で、三次市で活動を支援している友好都市、それから姉妹都市等ですね、団体と、国際感覚豊かな人材育成とか、互いの都市の発展、それから民間レベルからの国際平和という、こういったことに寄与することはですね、この趣旨は税の公平性を損なう弊害よりも、課税免除の措置による公益、利益に寄与するものが大きいという考えに至りました。そのため、また、他市町にもいろいろ独自のものがありますけれども、基本的に教育目的とか、そういったところは認められてる部分でありますので、本市におけるオリジナルとしては、国際交流の活動に寄与したいと考えたところであります。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 趣旨としては理解しましたので、ここでちょっと1点ほど確認で質問させてもらいたんですが、趣旨はわかったんですけどその次、税の公平性という部分で、この判断というのはどのように判断されるのか。例えば、もう実際入湯税を取るのには事業者さんをお願いする部分だと思うんで、ある程度もうお任

せしてしまうのか。その辺の判断というのは、どのようにされるかという部分だけ確認させてください。

○新田委員長 藤田課税課長。

○藤田課税課長 友好都市、姉妹都市等の交流については、その団体が関わっていると思いますけれども、三次市としてもその団体との連携を、地域共創部の方ですね、関係しておりますのでその方が、どんなメンバーがこられるかですね年齢とか、すべて名簿とか管理していくことができます。そういった意味では、特別徴収事業者の方の事務を煩雑にしないことにもなりますので、連携は取れて税のきちとした課税免除ができると思っております。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 103 号の審査を終わります。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(市民部課税課退室、市民部市民課入室)

○新田委員長 次に、議案第 108 号「三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 市民課が所管いたします、議案第 108 号「三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」のご説明をいたします。説明は提出させていただいています、資料に沿って説明をさせていただきます。

最初に、本条例案の取消し理由について説明をいたします。郵便局による公的証明書交付事務委託を廃止することに伴い、特定の事務を取り扱わせる、塩町郵便局、川地郵便局、川西郵便局の指定を取消するものです。施行期日は令和 7 年 4 月 1 日となります。

次に取消しに至る経過について説明をいたします。本サービスは、旧三次市の連絡所閉鎖に伴い、平成 15 年 7 月 1 日より代替サービスとして、塩町、川地、川西の 3 郵便局に公的証明書の交付事務委託を開始し、21 年が経過するものです。令和 3 年 2 月 3 日に、日本郵便との指定郵便局追加協議の折、今後、新たに指定される郵便局については、手数料改定が生じるが、すでに受託している郵便局については、現行の手数料を適用するとの説明を受け、追加検討を行っていました。しかし、令和 4 年 7 月 20 日より、すでに受託している郵便局に係る手数料についても、令和 5 年度より手数料を改定するとの通知があり、現行手数料の継続を要望いたしましたが、令和 4 年 8 月 10 日に、現行の協定を令和 5 年度をもって解約することを前提に、現行手数料を令和 6 年 3 月末まで延長するとの回答を受けました。市としましては、費用対効果の検証や、他市町の動向等も注視する中で、サービスの継続の可否について検討した結果、オンライン申請やコンビニ交付の環境も整い、令和 6 年 3 月 31 日をもって本サービスを廃止することとし、令和 5 年 12 月 12 日に地元自治連等へ説明を行いました。令和 6 年 1 月 10 日、11 日に再度地元自治連等にサービス

廃止の説明を行った際、マイナンバーカードの未取得者の対応、暗証番号の失念、コンビニでの端末操作の習得、地元住民への周知等、様々なご意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、再度検討を行い、コンビニ交付開始日の令和6年2月19日から廃止までの期間、住民周知の期間が短期間であることや、マイナンバーカード未取得者への取得促進、端末操作の習得期間等を考慮する必要があると判断し、委託先である日本郵便と改定後の手数料で協定を1年更新することの協議を行い、合意に至り、当初お示しした令和6年3月31日廃止を1年間延長し、令和7年3月31日をもって廃止することとしました。資料3参考欄に、郵便局での通数実績の推移と廃止地域に位置するコンビニ店舗での通数を掲載していますので、参考としてください。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 説明ありがとうございました。塩町郵便局、川地郵便局、川西郵便局の3つの郵便局で現在行われていた、いわゆる住民票であったり、いわゆる公的証明書の交付事務委託をですね、廃止するという事なんですけれども、今年の1月に三次市議会全員協議会におかれましても説明していただいた通り、本来であれば、令和6年3月31日、今年の3月31日で廃止するところを、令和7年3月31日、1年を延期されたというふうに理解をしております、その理由のところが先ほど説明いただいた通り3つ、まず1つ目が住民周知の期間が短い。短期間であるということ。2つ目、マイナンバーカードの取得促進。そして3つ目、コンビニエンスストア等の端末操作の習得の期間にしたいというところの理由で、1年間延期をしていただいたということで、一番の地元周知であれば、例えばポスターであったりチラシをですね、郵便局の方に置いていただいたり、また郵便局の窓口でもですねそういう案内をしてもらったというふうに、いろいろ話を聞かせていただいております。先ほどの3つのところがですね、いわゆる移行の体制が整ったのかなというふうに思っております、今の3つのところ、短期間であったということ、マイナンバーカードの取得促進、端末操作の取得、そこについては概ねクリアというか、移行する体制が整ったというふうな認識なのか、もう少し教えていただきたいと思います。

○新田委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 今ご質問いただいた3点なんですけれども、住民周知につきましては、先ほど、おっしゃられた通り、地域の住民の方ですね、この3つの地域の住民の方へもチラシを配ったりとか、郵便局の方へも周知の方をお願いしてきたところです。マイナンバーカードの未習得者への取得促進ということなんですけれども、これもですね、体制の方を本庁、支所で整備というかしてきまして、80%程度、マイナンバーカードも取得率が上がりましたので、かなりのところで取得の方は進んでいるというふうに判断しております。またあわせてですね、残りの20%の方に対しましては、高齢者の施設、あるいはお宅へ訪問すると、未就学者の健診などでですね、こちらも出向くとかいうようなことも新たに始めまして、取得の促進

に向けては拡大を図っているところです。それから、端末操作の習得期間ということですけど、こちらでもありますね、一定程度進んでいるというふうに考えておりますので、期間としてはこの1年をかけてですね、すべての課題というか、こちらの方はクリアできたというか、解決できてきているというふうに判断をしているところです。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 周知についてはチラシやポスター等出ます、地域の中で進めてきていただいたと。マイナンバーカードの取得率も上がってきたと。そして3つ目。コンビニエンスストアでも今回参考資料としてコンビニエンスストアで交付の実績がですね、上げていただいていますけど、確かに郵便局、多いので件数が。そういうところでは、習得の期間としては十分あったのかなというふうに思っています。ただやはりいろいろ聞き取りをさせていただいたんですけれども、まだ何件かは、やはり月に何件かは住民票であったり印鑑証明に郵便局にこられるということもあるというのは事実だと思うんです。やはり、特に重要なのは、たとえ廃止した後もですね、そういう周知というのは重要だと思うんですけれども、そういった廃止した後の周知について、何か担当部署として考えられていることがありますでしょうか。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 おっしゃる通りだと思います。来年の4月1日以降につきましてもですね、おそらく廃止になったことを知らない方が郵便局を訪れるっていうことも想定ができますんで、しっかり郵便局の方から、そういったナビゲートも、継続してお願いをしたいというふうに思っております。操作自体はそんなに難しいそうでもないです、要は敷居がちょっと高いというか、コンビニで出すのにね、操作自体は本当に単純な操作なんで、1度やっていただくと、次はスムーズに発行できると思うんですけど、最初の取っ付きのところはね、なかなか敷居が高いのかなと思いますんで、来年の4月1日以降につきましてもですね、そういった操作方法とか、それも随時の中で広報していきたいなというふうに思っております。

○新田委員長 その他にございますか。

片岡委員。

○片岡委員 今回、郵便局の大幅な増額ということがありましたけども、令和6年度、結構コンビニ交付も増えておりますけれども、この手数料、大体郵便局と比べて、現在のコンビニ手数料が大体どのぐらいかかっておるのか教えていただければと思います。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 コンビニはですね、1件116円が手数料になります。あとは通信としては180円になるので、今、手数料300円ですね。印鑑証明にしても、住民票にしても。それよりも下回るということになります。資料に掲載しておりますけども、郵便局の場合の1件の手数料が、これはもう13,596円ですから、それはもう全然比較にならないような額になっております。それが必要経費になります。

○新田委員長 その他にございますか。

増田委員。

○増田委員 様々な課題について1年間延長したことで整理していただき、主にコンビニでの請求に移行していったという部分なんです、当然にこれコンビニですする場合ってマイナンバーカードいりますし、その辺のマイナンバーカードの取得率の向上ってのも先ほど来、取り組んでいただいているというふうにご説明いただいたんですが、その中で今、割とマイナンバーに関わることと言ったら、更新をしていかんといけんですよね。その更新がやっぱり本庁に行ったり、支所に行ったりして更新していかないといけないという部分が現実的にあるんですが、そういった中で、例えば川地地区にしても支所なり、市役所本庁なりも一定の距離がある部分なんです、そういった中でマイナンバーの更新自体です、こういった部分を、例えば逆に現状の郵便局、川地郵便局等をお願いするっていうか、そういった取組っていうのを考えていくということは検討されていないのか。なんで申し上げますかと言いますと、広島県内の市町でも、今回、逆に郵便局の特定事務を指定して、逆にその更新手続きをお願いしているという部分もちょっと見受けられるので、そういったことについてちょっとご検討されなかったのか、関連して質問させていただきます。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 これはもう3年前ぐらい、検討いたしました。実際に山がございまして。今、取得すると。例えば1,000人なら、その1,000人の方が5年後は、10年後はおんなじように1,000という山になってくるわけですよ。そうしてくるとやっぱり、事務が多忙になるという、そういうこともあるんで郵便局の方へとも思いましたけども、これも手数料が非常に費用対効果的に合わないですね。併せて、郵便局から逆に問い合わせがあるとですね、それはまたそこでストップしてしまうんで、実際にその郵便局もですね、その局員ですね、人員ですね、ここがしっかり整ったところでないですね、なかなかそういった事務もできないってこともあるんで断念しました。検討はいたしました。ただし、費用対効果が全く合わないという現状でございます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 おっしゃる部分、費用の問題ってのあるんかなとは思いました。その中でちょっと呉市の事例でいきますと、マイナンバーカード交付事務補助金、10分の10で実質的に呉市の負担はなしって書いてあるんで、もうこれはもしかしたら1年間だけの話なんかもしれないんで、ちょっと将来的な部分わからないんですが、そういった部分で国の方から、郵便局との協働というか一緒に取り組んでいく中で、補助なりそういった部分があるんでやっていこうという部分はなかったのか。その辺り市としてもその補助をもらってやろうとかいう部分はなかったのか。その辺り再度お伺いさせてください。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 いろんな様々な角度から検討いたしました。今のこの3郵便局だけでそれをするのかと

ということにはなりません。もしそれを委託するのであれば、全郵便局にしないと公平性が保てないですよ。ここだけある、ここはないという、そういったいろんな角度の中で検討した結果です。おっしゃるように、10 分の 10 です。今は国の補助はですね。ただ、これが 100%になれば、もうそういうことはないと思うんで、これ手法も変わってくると思いますし、1 度やっぱりこれを委託してしまうと、また止められないってことになるんで、そういったこともいろんな角度から検討した結果、委託は断念したということです。日本郵便とも何度も対面で協議をいたしました。

○新田委員長 その他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 108 号の審査を終わります。市民部の皆さん、ありがとうございました。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

（市民部退室、福祉保健部・甲奴支所入室）

○新田委員長 次に、議案第 104 号「三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

影山福祉保健部長。

○影山福祉保健部長 それでは、健康推進課が所管します、議案第 104 号「三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明申し上げます。配付しております議会提出資料をもとに説明をさせていただきます。

このたびの改正は、三次市税条例の一部を改正する条例案により、12 歳未満の入湯税が課税免除されることに伴い、関係条例である三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の使用料を改正しようとするものです。改正する箇所は、条例の別表です。具体的には、別表の温水プール及び浴室について、12 歳未満の使用料区分を追加し、入湯税課税免除後の使用料を定めるとともに、併せて、別表の和室、多目的室、調理実習室の備考欄に、冷暖房機器の使用料を新たに定めようとするものです。施行期日は、改正後の三次市税条例の施行期日に合わせ、令和 7 年 1 月 1 日として改正するものです。以上で、議案第 104 号「三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 104 号の審査を終わります。福祉保健部、甲奴支所の皆さん、ありがとうございました。説明が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

（福祉保健部・甲奴支所退室、教育部社会教育課入室）

○新田委員長 次に、議案第 105 号「三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、議案第 105 号「三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明申し上げます。

本案は、教育奨学金の返還猶予対象に大学院を含めることに伴い、三次市奨学基金貸付条例の一部を改正しようとするものでございます。資料の方をご覧ください。

現行は、本条例の第 14 条返還猶予対象のうち、「(1) 高等学校等に在学するとき」となっております。本条例における高等学校等の定義が資料下段にございますように、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、大学、短期大学、特別支援学校高等部、専修学校の高等課程及び専門課程となっており、大学院が含まれておりませんでした。大学院への在学中も、返還免除が妥当であると判断したものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○新田委員長 ちょっと 1 点。全員協議会の場合でもありましたけど、大学卒業後、社会人から大学院へということについて、相談するというご答弁があったかと思うんですが、もしもその後、こう考えるというような方向性が出ているのであれば、説明をお願いします。

山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 この返還の猶予につきましては、あくまでも申請によって審査をさせていただいて判断させていただくものでございますので、大学院に一旦就職されて大学院に通われた後にですね、申請をいただければ、その時点で審査をさせていただいて猶予をさせていただくという流れで事務を進めていこうというふうにして考えております。ですから、引き続き大学院に通いながら、もし、就職、働くことも続けながらですね、大学に通われるというパターンがあつて、実際には返還ができるので、返還をされるということも、奨学金を受けられた方のご意思によって、そこは判断させていただくようになります。

○新田委員長 今の返還のわかったんですけど、もう 1 つ、この奨学金の規定は 5 年、市内在住、在勤という規定がありますよね。5 年以後を免除するという。これに、先ほどの大学院に通った期間なんちゅうのは、どのように考えればいいんでしょうか。

山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 そうですね。全部一旦貸付を受けていただいからになりますので、例えば働かれる間に 1 度 1 年間三次市に住まれて、大学院に通われて、また卒業されれば、さらに次から起算して、合計で 5 年居住になれば、免除の対象になってくると。

○新田委員長 その他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 105 号の審査を終わります。

次に、議案第 107 号「三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の審査を

行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 議案第 107 号「三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明いたします。

本案は、八次第 6 放課後児童クラブを廃止するため、関係条例である三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

これまで、八次放課後児童クラブは、八次こども集会所で 5 教室、八次集会所で 1 教室の合計 6 教室で運営を行って参りましたが、この度、八次こども集会所に集約し、5 教室で運営を行っております。令和 6 年度の利用申し込み人数は 185 人であり、1 支援単位の 40 人を基本として、5 教室で編成が可能であったため、八次第 6 放課後児童クラブは休所とし、八次こども集会所のみの 5 教室で運営を開始しております。今年度の夏休みの状況を確認したところ、利用人数は 184 人で、引き続き 5 教室で編成が可能でした。資料の方をご覧ください。1 枚目の方には、位置図をつけております。2 枚目をご覧ください。2 枚目が現行の教室配置図でございます。八次こども集会所の施設には、部屋に余裕があり、長期休業中の保育においても対応は可能であるため、八次集会所の利用が必要となくなったものと判断しております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 施設そのものの廃止については、集会所の廃止の方でご議論いただいたんで、それについてという意味ではないんですけど、議案的にはこの 107 号、放課後児童クラブとしての方が後になるんで、この施設の当面の管理っていうのは実際どちらの部署が責任持ってされるのか。

2 点目として、将来的な部分というのは、これについてもどちらが考えていかれるのか。教育委員会の方なのか、また、地域共創部の方なのか、その辺りどのようにされるのか。また財産管理課の方になるかもしれないですが、その辺りどうなっているのか、2 点目として伺います。

3 点目として、5 教室、 $40 \times 5 = 200$ で大丈夫っていう部分なんですけど、施設の的に余裕があるっていうのは理解するのはするんですけど、200 人のうち 185 人ということですから、そうは言ってもぎりぎりの部分だと思いますんで、今後、高学年の入所が増えた場合とか、そういった部分も想定されますので、その辺り教室的には全く問題ないって考えていらっしゃるのか、その辺再度伺いしたいと思います。以上です。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 今年度につきましては地域共創部の方へ、いわゆる維持管理費の予算措置もしてございます。そのため、地域共創部まちづくり交通課の方で管理をするようになりますし、また今後について、集会所としての利用というところもないということになってればですね、いずれは財産管理課、総務部の方へ、施設を引き継いでいくことになると思いますが、明確にいつということまでは、まだ共有はし

ておりませんけれども、まず今年度、まちづくり交通課の方で管理をするようになっております。教室の運用についてでございますが、特に2階の教室、第3教室等はですね、かなり広いスペースを、他の児童クラブに比べても、かなり広いスペースを有しております。また、1階の図面の方ですね、右下にちょっと横線が入ってる部屋があらうかと思います。この部屋が、いわゆるフリーな部屋でもございますので、今後の人数においても、こういった有効活用する中で対応できるというふうに考えております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 横線のある部分ですね。これを例えば第6教室にして、今後使っていく可能性も検討できるので大丈夫っていう部分なんかなと思って理解させてもらいました。そういった部分はわかるんですが、この図でいうと、第2、第4、第5教室はもとのコミュニティセンターの部分でしたので、改装していただいているという部分はあるんですが、第1教室、第3教室に関しては、ずっと前から児童クラブとして利用した部分なんです、このあたりちょっと関連して質問させていただくんですけど、かなり老朽化が進んでるという部分もありますんで、この部分の改修っていうのは今後考えていかれるのか。合わせまして、第6を廃止して全部受け入れた部分なんです、そういった部分で先ほど来、トイレの件もありましたが、ここのトイレ男女共有になってる部分もありますんで、そういった部分、トイレの部分、施設全体、教室全体の老朽化っていうか内装的な老朽化という部分については、今後どのように考えてらっしゃるのか、お伺いします。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 第1教室と第3教室については議員おっしゃっていただいたように、従前の放課後児童クラブを引き継いでいるところもございます。明確にですね、例えば年次計画を持って、何年に何をしていくというようなところは定まってはおりませんけれども、今年度、予算の中でクロスの張り替えをしていくようなことも、今準備を進めておるところでございますので、状況を見ながら引き続き保育の環境整備に努めて参ります。またトイレにつきまして、確かに男女共同となっているトイレもあります。こちらですね、利用の状況を見ながら、どのようにしていくのかというところはあらうかと思いますが、現状、移動は伴いますが、第2や第4、第5の2階の方ですね、トイレ等も利用しながら、大きな混雑はなく、利用しているという状況は確認しているところでございます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 トイレに関してはもちろん2階の部分、ぐるっと回って1階に降りてまた2階に上がれば2階にトイレがある部分もあるんですけども、やはり離れていくという部分がちょっと移動するっていう部分もあるんで、男女共用のトイレの近くの多目的トイレを高学年の女子児童も利用しているという部分もお伺いした部分もありますんで、その辺り全体的な部分で、今後やはり高学年、だんだん増えてきてると思います。行くと思いますんで、その辺りしっかり検討していただきたいと思います。

併せましてもう1点、駐車場ですね、現状第6を廃止して、今も休所しているんですけど、そういつ

た部分で職員さんの駐車場になっているんで、そこを例えば今後なしにした場合、駐車場など困らないのか。保護者が利用している部分の駐車場を共有していただくと、現状でも保護者の方も、第6が全部一緒になっているんで、夕方混雑している部分っていうのもありますんで、その駐車場の確保という部分についてはどのように考えてらっしゃるのか、お伺いします。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 提出資料の図面を見ていただいたときに、建物の北側にですね、三角形のような土地があらうかと思います。ここは臨時的にも使える駐車場といいますか、止められるようなスペースを作っておりますので、こういったところを利活用させていただきながら、対応していこうというふうに考えております。こちらの方、すでに保護者の方にも使っていただいている状況でございますので、支援員も含めて、こういったスペースを活用しながら対応して参ります。

○新田委員長 その他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第107号の審査を終わります。ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(教育部社会教育課退室、教育部学校教育課入室)

○新田委員長 次に、議案第106号「三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 議案第106号「三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明いたします。

本案は、三次市君田学校給食調理場及び三次市三和学校給食共同調理場を廃止することに伴い、関係条例である三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。その内容は、別表から三次市君田学校給食調理場及び三次市三和学校給食調理場の名称及び位置を削るものでございます。資料をご覧ください。2つの調理場を廃止することについての保護者や関係者の皆様への説明状況と、施設の現況をつけております。三和学校給食調理場につきましては、9月9日より学校給食センターから給食を配送しており、児童生徒からはおいしいという声も聞いており、特に問題はなく、順調に進んでおります。また、この統合に係る食器や配送等の関係経費は、12月補正予算案として提案をさせていただいておるところでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 2点お伺いします。先ほどおいしいと言われたと思うんですけど、試食会の様子をもう

ちょっと詳しく教えていただきたいのと、あとこの2施設、君田と三和の調理場の今後ですよね、どのように考えられているのか、お伺いします。

○新田委員長 小原学校給食担当課長。

○小原学校給食担当課長 まずですね、試食会の様子についてお話をしたいと思います。試食会の方ではですね、三和の小学校、中学校、君田の小学校、中学校の保護者の方、またですね、君田の小学校、中学校の方にはですね、実際に配送いたしまして、児童生徒の皆様にもですね、給食を試食していただきました。まず保護者の試食会についてなんですけれども、学校等とですね、綿密に調整を行ったところではあるんですが、人数の方がですね、君田小学校、中学校の試食会については5名、三和小学校、中学校の試食会については1名ということだったんですけれども、こちらの方についてはですね、参加を予定されていた方が体調不良等で参加できなかったということを聞いております。ただですね、こちらについては給食のおいしさをしっかり味わっていただくためにも、今後ですね、学校等と調整をして可能なところで試食ということも考えております。また小学校、中学校のですね、児童生徒の皆様に配送させて試食いただいたところでは、生徒の方もですね、配膳等も順調にいきまして、給食の方も喫食をして、回収の方もきちんと行っておるところでございます。続きまして、そちらの方の調理場の今後なんですけれども、こちらの方についてはですね、三和の調理場についてはランチルームが付属しておりますので、こちらの方については当面現状維持ということで考えておるところでございます。また君田の調理場については、三次市公共施設等総合管理計画に沿って順次整理を行っていきますが、中に色んな備品であるとか、食器とかの消耗品があるところではあるんですが、そちらの方については、他の調理場で利用できるものについては、利用をまずするように考えておるところでございます。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 試食会が少なかったということなんですけれども、今言われたようにですね、保護者の方の理解もやっぱり、三和と君田は必要かなと思うんで、また開催していただいて、保護者さんが参加できるときにですね、やっていただきたいというふうには思います。管理計画の方はわかりました。

○新田委員長 その他にございますか。

増田委員。

○増田委員 今回、設置管理条例の一部改正という部分で、少し関連してご質問させていただくんですが、これもともと9月26日の全員協議会でもご説明いただいておりますが、今後、この全員協議会の資料でも今後については布野、作木、吉舎、甲奴の学校給食調理場については、統合について計画的に取り組めますっていうふうに記載もありますし、それについての一定のご説明という部分ありましたが、その後、2ヶ月少々過ぎる中で、計画的に取り組むという部分で、現状何か具体的に考えられてる部分があるんか、全員協議会の後、何かその示せる部分が出てきてるのか、その辺り少し補足でご説明いただきたいと思います。

○新田委員長 小原学校給食担当課長。

○小原学校給食担当課長 そちらの方についてはですね、現状については全員協議会のときと同じ、特に変わったところはないんですけども、こちらの方については各調理場のですね、施設設備等点検、また老朽化の具合等を見た上で、計画的に統合等については考えていくところで、特に変わったところはございません。

○新田委員長 その他ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 106 号の審査を終わります。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

（教育部学校教育課退室、教育部教育企画課入室）

○新田委員長 次に、議案第 109 号「動産の買入れの契約について」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 議案 109 号「動産の買入れの契約について」をご説明いたします。

三次小学校新校舎の学校運営に必要な事務用家具の買入れにつきまして、指名競争入札を令和 6 年 10 月 24 日に執行いたしました。6 社による入札の結果、3,300 万円で品川鋼材株式会社が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 109 号の審査を終わります。教育部の皆さん、ありがとうございました。

（教育部退室）

○新田委員長 ここでしばらく休憩したいと思います。再開は 11 時 50 分とします。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは委員会審査報告書に沿って、議案の討論、採決を行います。

これより、陳情第 1 号「児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求めることについて」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第 1 号を採決いたします。陳情第 1 号を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、陳情第 1 号は採択すべきものと決しました。なお、この陳情の審査結果に至った理由、委員長報告に付すべき意見は、先ほどの質疑を中心にまとめることを正副委員長に一任していただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 それではそのようにさせていただきます。

次に、議案第 103 号「三次市税条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 103 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 104 号「三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 104 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 105 号「三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 105 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 106 号「三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 106 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 107 号「三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 107 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 108 号「三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 108 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 109 号「動産の買入れの契約について」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 109 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。以上で採決を終わります。

次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いいたします。なお、ご意見は、議案審査に関係するものとしてください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 それではお諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ではそのようにさせていただき、後日、タブレットへ入れさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。これにて、教育民生常任委員会を閉会といたします。
委員の皆様、ご苦勞様でした。

午前 11 時 57 分 終了

三次市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 12 月 10 日

教育民生常任委員会

委員長 新田 真一